

介護保険サービスで支払った自己負担分のうち 医療費控除の対象になるものがあります

医療費だけでなく、介護保険サービスにかかる自己負担分について、医療費控除の対象となる場合があります。

すべてが対象ではありません。本来、医療費控除は医療にかかわる部分の控除です。で、基本的には医師や看護師からの介護保険サービスが対象です。医療費控除の対象となる介護保険サービスは「施設サービス」と「居宅サービス」に分けられます。

■居宅サービス

①医療費控除の対象となる居宅サービス

- ・訪問看護
 - ・訪問リハビリテーション
 - ・居宅療養管理指導（医師などによる管理・指導）
 - ・通所リハビリテーション
 - ・短期入所療養介護（医療型ショートステイ）
- ☆いずれも介護予防を含む。

■施設サービス

◎指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・指定地域密着型介護老人福祉施設：介護費、食事及び居住費として支払った額の2分の1相当額

◎介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設：介護費、食事及び居住費として支払った額

（注意）

※平成24年4月1日以後に支払う②の居宅サービス（①の居宅サービスと一緒に利用しない場合に限り）または、医療費控除対象とならない居宅サービスにおいて行われる介護福祉士などによる喀痰吸引などの対応は、医療費控除の対象となりません。

☆高額介護サービス費の給付を受けた場合は、自己負担額から高額介護サービス費を差し引いた額が対象となります。

☆平成24年4月1日現在の法令等に基づいています。

☆医療費控除についての問い合わせは奈良税務署へ、また介護保険サービスの内容に関する場合は、介護福祉課までお問い合わせください。

◆問い合わせ 奈良税務署 ☎0742-26-1206、介護福祉課 ☎内線750・742・743 へ

この機会に受けてみませんか？

今年度最後の集団特定健診です！

【保険医療課】

特定健診は、動脈硬化（血管の傷み）からくる脳出血や心筋梗塞、慢性腎臓病などの病気を未然に発見するための健診です。

集団特定健診では心電図・眼底検査も受けられます。

また、胃・胸部検診を同日に実施していますので、希望される人は、ぜひご利用ください。

◇日時 2月12日（火）9時～11時（混雑を緩和するため、時間を指定させていた

ただ場合があります）

◇場所 保健センター

◇対象 昭和13年2月13日～昭和48年3月31日生まれの人で、受診日に天理市国民

健康保険に加入している人。

◇定員 胃・胸部セット検診：先着15人、特定健診：先着45人

※いずれも予約が必要です。

◇料金 1,000円

※胃・胸部検診は別途料金が必要です。

◇持ち物 特定健康診査受診券（5月下旬に個別通知した黄色い紙）、健康保険証、特定健康診査受診票（予約受付後に送付します）

◆申込み・問い合わせ 保険医療課給付係 ☎内線717・720 へ

協会けんぽに加入している40歳～74歳の被扶養者の人も上記日程・料金で特定健診を受診できます（心電図・眼底検査は受診できません）。

◆協会けんぽ集団特定健診の申込み・問い合わせ

協会けんぽ奈良支部 保健グループ ☎0742-30-3700（代）へ

◇胃・胸部検診の申込み 保健センター ☎内線777 へ

なお、特定健診は1月31日（木）まで医療機関で、今までもどおり個人で受診することもできます。